

広島県公安委員会告示第 30 号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。)第 6 条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第 9 条第 1 項の規定により告示する。

平成 22 年 4 月 12 日

広島県公安委員会

委員長 水 野

勝

検定 番号	検 定 の 有 効 期 間	遊技機の 種 類	型 式 名	申 請 者 名 (住 所)	製造業者名 (住 所)
OS0163	告示の日 (平成 22 年 4 月 12 日)から 3 年間	回胴式遊 技機	オアシス E	株式会社 パイオニア 代表取締役 野口三次 (大阪府東大阪市長田中一 丁目 4 番 6 号)	左同